

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

1. 趣旨

本要領は、近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策にかかる経費に関して、現場管理費の補正を試行するために、必要な事項を定めたものである。

2. 用語の定義

(1) 真夏日

下記①または②のいずれかの日とする。

① 日最高気温が30度以上の日

② 暑さ指数(WGBT)が25度以上の日

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯において①または②の日とする。

(2) 工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間（現場事務所の設置又は測量等）、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、フレックス工期規約の余裕期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率とする。なお、休工日は真夏日に含めないものとする。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日の日数} \div \text{工期}$$

真夏日率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

3. 対象工事等

(1) 対象工事

食と農の振興部が発注する土木工事のうち、主たる工種が屋外作業である工事とする。ただし、維持等の総価契約工事は除くものとする。

(2) 対象地域

全ての地域を対象とする。

4. 積算方法

現場管理費の補正は、受注者より提出された観測結果をもとに算出した真夏日率に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。

なお、補正値は他の補正と重複する場合においても、最高2%とする。

また、補正は変更契約において行う。

(1) 補正方法

$$\text{補正値（\%）} = \text{真夏日率} \times 1.2$$

補正値（%）は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

(2) 現場管理費

$$\text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数※}) + \text{補正値})$$

※補正係数は「施工地域区分の補正係数」をさす。

(3) 施工箇所が点在する工事への積算

点在する施工箇所ごとに補正を行うものとする。なお、一般管理費算出時の、現場管理費率に係る補正値は、親設計書で設定した補正値によるものとする。

(4) 週休2日試行工事の経費等補正を行う工事への積算

週休2日試行工事の経費等の補正と同時に熱中症対策に資する現場管理費率の補正を行う場合は、熱中症対策による補正値加算後に週休2日試行工事の経費等補正係数を乗じる。

$$\text{現場管理費} = \text{対象純工事費} \times \{((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \text{熱中症補正値}) \times \text{週休2日補正係数}\}$$

5. 特記仕様書への記載

発注者は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事を発注するにあたり、特記仕様書に試行対象工事である旨を記載するとともに、熱中症対策を実施した場合は対象期間中の真夏日の状況に応じて設計変更の対象となる旨を記載するものとする。（別紙1参照）

6. 実施方法

(1) 気温の計測方法

受注者は、本要領に基づく補正を希望する場合には、施工計画書に工事期間中における気温の計測方法及び計測箇所を記載し、工事着手前に監督職員に提出する。

気温の計測は施工現場から最寄りの気象庁観測所の気温、暑さ指数（WGBT）の計測は施工現場から最寄りの環境省観測地点の暑さ指数（WGBT）を用いることを標準とし、どちらかの数値が基準を上回った場合に真夏日とする。

夜間工事については、作業時間帯にどちらかの数値が基準を上回った場合に真夏日とする。

ただし、休工日は、真夏日として計上しないものとする。

また、原則として、施工期間中に計測箇所の変更は行わないものとする。

なお、上記によりがたい場合は、監督職員と協議のうえ、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。また、計測に要する費用は受注者の負担とする。

《観測地点・観測所一覧》

	観測所名	所在地	環境省	気象庁
1	奈良	奈良市東紀寺町 奈良地方気象台	○	○
2	針	奈良市都祁友田町	○	○
3	大宇陀	宇陀市大宇陀下竹	○	○
4	五條	五條市三在町	○	○
5	上北山	吉野郡上北山村小椽	○	○
6	風屋	吉野郡十津川村風屋	○	○

（２）計測結果および熱中症対策状況の報告

受注者は、計測結果、真夏日日数、真夏日率および熱中症対策状況の報告を行う。報告時には計測結果の資料を添付することとする。（別紙２参照）

（３）真夏日日数および熱中症対策状況の確認方法

発注者は、受注者からの報告をもって確認を行うものとする。

7. 既契約等工事における変更

（１）対象期間

当該基準日（対策実施決定日）から工事の終期までの期間とする。

計測方法については、「6. 実施方法」により、施工計画書を変更施工計画書、工事着手前を本対策実施前に読み替えるものとする。

(2) 積算方法

真夏日率は、以下の式により算出された率とする。なお、休工日は真夏日に含めないものとする。

$$\text{真夏日率} = \text{対象期間中の真夏日の日数} \div \text{工期}$$

真夏日率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。
その他の積算方法は「4. 積算方法」によるものとする。

附則

- 1 この要領は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 本要領の施行日より前に入札公告または指名通知した工事等についても、施行日時点において工期が20日以上ある工事で、受注者が現場管理費の補正を希望し、受発注協議が整った場合に適用できるものとする。実施方法については、「7. 既契約工事等における変更」によるものとする。